

高 福 第 3 8 7 号

平成30年5月17日

各介護保険関係団体の長 様

北海道保健福祉部少子高齢化対策監

「地域支援事業交付金交付要綱」、「地域支援事業実施要綱」、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（通知）

このことについて、次のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせいたします。

記

1 送付文書

(1) 平成30年度地域支援事業実施要綱等の改正点について（平成30年5月11日付け厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係発事務連絡

(2) 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について（平成30年5月10日付け老発0510第4号厚生労働省老健局長通知）

内容については上記（1）に記載されているウェブサイト（厚生労働省のHP）にアクセスの上、ご確認くださいようお願いいたします。

2 適用年月日

平成30年4月1日

担当：高齢者支援局高齢者保健福祉課
地域包括ケアグループ 八島
電話：011-204-5272（直通）